

通所介護事業所のサテライト要件について

1 総論

サテライトを設置しようとする法人が、愛知県内（名古屋市、豊田市、岡崎市、豊橋市内を除く。）に定員19名以上の通所介護事業の指定を受けている事業所（以下、「本体事業所」という。）を運営していること。

（1）設置場所については、次のア、イとも満たすこと。

ア 同一の指定権者の区域内にあること。

（名古屋市、豊田市、岡崎市、豊橋市内のサテライトの設置は認めない。）

イ 本体事業所からの距離は通常の移動手段をもって20分以内であること。

（2）サテライトの設置数及び利用定員は次のア、イとも満たすこと。

ア 本体事業所1につき、サテライトの数は2以下とする。

イ 利用定員は、1のサテライトにつき、18名以下であり、かつサテライトの利用定員の合計が本体事業所の定員以下であること。

なお、最低利用定員は設けない。

2 人員配置基準

サテライトの人員配置基準については、サテライトを1の単位と考える。

（1）管理者、生活相談員については、本体事業所に配置し、一元的に管理されていること。

（2）介護職員、看護職員、機能訓練指導員については、本体事業所の配置基準を準用する。

本体事業所とは別に、サテライトのみで基準を満たす必要がある。

3 設備基準

サテライトに必要な設備は、静養室、便所、食堂、機能訓練室、相談コーナー又は相談室、事務スペースとする。

（1）静養室、便所、食堂、機能訓練室については、本体事業所の基準を準用する。

（2）遮へい物等により相談の内容が漏えいしない相談室又は相談コーナーを設置すること。

（3）書類保管用鍵付きキャビネットを備えた事務スペースを設置すること。

（4）入浴介助加算を算定しようとする場合には、浴室を設けること。

4 加算要件

サテライトを1の単位と考え、下表で「サテライトのみで判断」とある加算については、サテライトのみで基準を満たす必要がある。

例えば、施設等の区分については、本体事業所とサテライトを合算した利用者実績総数で判断する。個別機能訓練加算Ⅰを本体事業所とサテライトで算定しようとする場合は、本体事業所に常勤専従の機能訓練指導員を配置し、かつ、サテライトにも本体事業所の機能訓練指導員とは別の常勤専従の機能訓練指導員を配置する必要がある。

「本体事業所と併せて判断」とある加算については、本体事業所とサテライトを一体的に判断する。

例えば、サービス提供体制強化加算Ⅰを算定しようとする場合は、本体事業所とサテライトの介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の50以上であること。

この場合、本体事業所のみで介護福祉士の占める割合が100分の50以上であっても、サテライトと併せた割合が100分の50未満であるときは、本体事業所とサテライトのいずれもサービス提供体制強化加算Ⅰは算定できない。

施設等の区分	本体事業所と併せて判断
地域区分	サテライト事業所のみで判断
職員の欠如による減算	本体事業所と併せて判断
時間延長サービス体制	サテライトのみで判断
入浴介助体制	サテライトのみで判断
中重度ケア体制加算	サテライトのみで判断（※）
個別機能訓練加算	サテライトのみで判断
認知症加算	サテライトのみで判断（※）
若年性認知症受入加算	サテライトのみで判断
栄養改善体制	サテライトのみで判断
口腔機能向上体制	サテライトのみで判断
サービス提供体制強化加算	本体事業所と併せて判断
介護職員処遇改善加算	本体事業所と併せて判断
生活機能向上グループ活動加算	サテライトのみで判断
運動機能向上体制加算	サテライトのみで判断
選択的サービス複数実施加算	本体事業所と併せて判断
事業所評価加算	サテライトのみで判断

（※）中重度ケア体制加算、認知症加算の中重度の要介護者の占める割合、認知症加算の認知症である者の占める割合は本体事業所とサテライトの総数で判断する。ただし、人員配置については、サテライトのみで基準を満たす必要がある。

5 その他

（1）勤務表については、本体とは別に作成すること。

ただし、管理者、生活相談員など、本体事業所とサテライトで一元的に管理される職員は本体事業所の勤務表のみの掲載で構わないが、サテライトと本体のそれぞれの勤務がわかるように別に記録を残しておくこと。

介護職員、看護職員、機能訓練指導員が本体事業所とサテライトで兼務する場合は、勤務表の勤務時間を明確に区分すること。

（2）営業日及び営業時間は、本体事業所の範囲内であること。

（3）サテライト事業所は、小規模通所介護事業所と区別できるように、事業所の名称に「○○○事業所（サテライト）」のように、「サテライト」という単語を加えること。

（4）運営規程は、本体事業所と一体的に定め、事業の目的や運営方針を同一にし、利用定員等本体と異なる部分については、本体事業所とは別に規定すること。